

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題  
(令和7年3月27日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を  
( ) 内に記入してください。

問1【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、法令で定める事項を記載し、かつ、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。

( )

問2【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を經營しない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業を經營しない法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

( )

**問3【貨物自動車運送事業法施行規則】**

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号の事業計画には、事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（「乗務員」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力を記載する必要はない。

( )

**問4【貨物自動車運送事業法】**

一般貨物自動車運送事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。国土交通大臣は、この規定する行為があるときは、事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

( )

**問5【貨物自動車運送事業法】**

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結することを命ずることができる。

( )

**問6【道路運送車両法】**

自動車の所有者は、登録されている使用者の氏名又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、道路運送車両法第13条の規定による移転登録又は第15条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

( )

**問7【貨物自動車運送事業法】**

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

( )

**問8【貨物自動車運送事業輸送安全規則】**

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務をさせてはならない。

( )

**問9【労働基準法】**

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

( )

**問10【貨物自動車運送事業輸送安全規則】**

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

( )

### 問 1 1 【自動車事故報告規則】

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）は、その使用する自動車について省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から1年以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

( )

### 問 1 2 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

この基準は、自動車運転者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）であって、四輪以上の自動車の運転の業務（厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。）に主として従事する者をいう。以下同じ。）の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、事業者の健全な発達を図ることを目的とする。労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。

( )

### 問 1 3 【労働安全衛生法】

事業者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

( )

### 問 1 4 【道路運送車両法】

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、6月の期間ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

( )

**問 1 5 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】**

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあってはその通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。

( )

**問 1 6 【貨物自動車運送事業報告規則】**

一般貨物自動車運送事業者は、毎年1月1日から12月31日までの期間に係る事業実績報告書を毎年7月10日までに所轄地方運輸局長等に提出しなければならない。

( )

**問 1 7 【貨物自動車運送事業法】**

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

( )

**問 1 8 【貨物自動車運送事業法】**

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者に事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を国土交通大臣に返納し、又は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取り外した上、その自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

( )

### 問 1 9 【下請代金支払遅延等防止法】

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。）から起算して、30日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

( )

### 問 2 0 【道路運送法】

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

( )

### 問 2 1 【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であつて、代表権を有する役員又は社員を変更する場合にはあらかじめ、代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合には前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について毎年7月31日までに、許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければならない。

( )

### 問 2 2 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、全ての事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

( )

**問 2 3 【貨物自動車運送事業法施行規則】**

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な資金に関する計画についても審査するものとする。

( )

**問 2 4 【貨物自動車運送事業法】**

一般貨物自動車運送事業者が、現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

( )

**問 2 5 【道路交通法】**

車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するにあたって車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

( )

**問 2 6 【道路交通法】**

車両は、駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

( )

問 27 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

自動車運転者の拘束時間は、1ヶ月について284時間を超えず、かつ、1年について3,300時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、1年について6ヶ月までは、1ヶ月について310時間まで延長することができる。かつ、1年について3,400時間まで延長することができるものとする。また、ただし書きの場合において、1ヶ月の拘束時間が284時間を超える月が6ヶ月を超えて連続しないものとし、かつ、1ヶ月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が百時間未満となるよう努めるものとする。

( )

II. 次の問28から問30の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 28 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通省令に定めるものを除き、国土交通大臣の認可を受けなければならないことになっております。次のア～カの中で認可事項に該当するものをすべて選び記入してください。(完答)

- ア. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- イ. 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- エ. 休憩睡眠施設の位置及び収容能力の変更
- オ. 事業の譲渡し及び譲受け
- カ. 事業の休止及び廃止

( )

### 問29【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は貨物自動車運送事業法第三条の一般貨物自動車運送事業の許可をするにあたり、その許可基準として定められていない事項を、次の①から③より1つ選び、( )内にその番号を記入しなさい。

- ① 事業用自動車の数、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を継続して遂行するために適切な計画を有するものであること。
- ② その事業の計画において適正な利益が確保され、事業用自動車の使用に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため適切なものであること。
- ③ その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。

( )

### 問30【自動車事故報告規則】

次のア～オについて、自動車事故報告規則に照らし、貨物自動車運送事業者がその使用する事業用自動車で事故を起こした場合に自動車事故報告書を提出しなければならないものとして、正しいものを全て選び、( )に記入しなさい。(完答)

- ア. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- イ. 高速自動車国道（高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。）において、自動車に積載されたものの一部が飛散したもの
- ウ. 6台の自動車の接触を生じたもの
- エ. 8人の負傷者を生じたもの
- オ. 3人の重傷者を生じたもの

( )

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題  
(令和7年3月27日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を  
( ) 内に記入してください。

問1 (運転者台帳) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、法令で定める事項を記載し、かつ、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。

(第9条の5) ( ○ )

問2 (事業の譲渡及び譲受け等) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業を営まない法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

(第30条第2項) 誤：経営をしない法人が存続～

正：一般貨物事業者たる法人が存続 ( × )

問3 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号の事業計画には、事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員(「乗務員」という。)の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力を記載する必要はない。

(第2条第1項第5号) 正: 記載しなければならない。( × )

問4 (公衆の利便を阻害する行為の禁止等) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。国土交通大臣は、この規定する行為があるときは、事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

第25条第3、4項 ( ○ )

問5 (事業改善の命令) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結することを命ずることができる。

(第26条) ( ○ )

問6 (変更登録) 【道路運送車両法】

自動車の所有者は、登録されている使用者の氏名又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、道路運送車両法第13条の規定による移転登録又は第15条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

(第12条第1項)

正: 使用者の氏名の変更は変更登録に該当しない ( × )

問7（名義の利用等の禁止）【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

第27条第2項（○）

問8（過労運転の防止）【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務をさせてはならない。

第3条第1、6項（○）

問9（賃金台帳）【労働基準法】

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

第108条（○）

問10（適正な取引の確保）【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

第9条の4（○）

問1 1 (報告書の提出) 【自動車事故報告規則】

貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く)は、その使用する自動車について省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から1年以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(第3条第1項) 正: 30日以内に ( × )

問1 2 (目的等) 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

この基準は、自動車運転者(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)であって、四輪以上の自動車の運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。)に主として従事する者をいう。以下同じ。)の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、事業者の健全な発達を図ることを目的とする。労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。

(第1条) 誤: 事業者の健全な発達

正: 自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上 ( × )

問1 3 (事業者等の責務) 【労働安全衛生法】

事業者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

第4条 誤: 事業者は、・・・ 正: 労働者は、・・・ ( × )

問1 4 (定期点検整備) 【道路運送車両法】

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、6月の期間ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(第48条) 誤: 6月 正: 3月 ( × )

問15（点呼等）【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあってはその通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。

(第7条第2項) ( ○ )

問16（事業報告書及び事業実績報告書）【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、毎年1月1日から12月31日までの期間に係る事業実績報告書を毎年7月10日までに所轄地方運輸局長等に提出しなければならない。

(第2条第1項) 正: 毎年前年4月1日から3月31日まで ( × )

問17（報告の徴収及び立入検査）【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(法第60条第4項) ( ○ )

問18（許可の取消し等）【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者に事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を国土交通大臣に返納し、又は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取り外した上、その自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

(第34条第1項) ( ○ )

問 1 9 (下請代金の支払期日) 【下請代金支払遅延等防止法】

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。）から起算して、30日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

(第2条の2第1項) 30日→60日 ( × )

問 2 0 (有償運送) 【道路運送法】

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

(第78条第1号及び第3号) ( ○ )

問 2 1 (届出) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であって、代表権を有する役員又は社員を変更する場合にはあらかじめ、代表権を有しない役員又は社員に変更があった場合には前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について毎年7月31日までに、許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければならない。

(第44条)

誤：代表権を有する役員又は社員を変更する場合にはあらかじめ、

( × )

問 2 2 (運行記録計による記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、全ての事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(第9条) 総重量7トン以上又は積載量4トン以上の自動車等に限る

( × )

問23 (事業の遂行能力の審査) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な資金に関する計画についても審査するものとする。

(第3条の6第1号) ( ○ )

問24 (運送約款) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者が、現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

誤: 認可を受けなければならない 正: 認可を受けたものとみなす。

(第10条第3項) ( × )

問25 (車両等の使用者の義務) 【道路交通法】

車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するにあたって車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

(第74条第2項) ( ○ )

問26 (駐車を禁止する場所) 【道路交通法】

車両は、駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

第45条第2項 ( ○ )

問27（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

自動車運転者の拘束時間は、1ヶ月について284時間を超えず、かつ、1年について3,300時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、1年について6ヶ月までは、1ヶ月について310時間まで延長することができ、かつ、1年について3,400時間まで延長することができるものとする。また、ただし書きの場合において、1ヶ月の拘束時間が284時間を超える月が6ヶ月を超えて連続しないものとし、かつ、1ヶ月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が百時間未満となるよう努めるものとする。

第4条第1項（×）

誤：1ヶ月の拘束時間が284時間を超える月が6ヶ月を超えて連続しないものとし

正：一箇月の拘束時間が284時間を超える月が3ヶ月を超えて連続しないものとし

II. 次の問28から問30の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問28【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通省令に定めるものを除き、国土交通大臣の認可を受けなければならないことになっております。次のア～カの中で認可事項に該当するものをすべて選び記入してください。（完答）

- ア. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- イ. 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- エ. 休憩睡眠施設の位置及び収容能力の変更
- オ. 事業の譲渡し及び譲受け
- カ. 事業の休止及び廃止

（ウ、エ、オ）

問 2 9 (許可の基準)【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は貨物自動車運送事業法第三条の一般貨物自動車運送事業の許可をするにあたり、その許可基準として定められていない事項を、次の①から③より1つ選び、( )内にその番号を記入しなさい。

- ① 事業用自動車の数、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を継続して遂行するために適切な計画を有するものであること。
- ② その事業の計画において適正な利益が確保され、事業用自動車の使用に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため適切なものであること。
- ③ その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。

第 6 条 ( ② )

問 3 0 (報告書の提出)【自動車事故報告規則】

次のア～オについて、自動車事故報告規則に照らし、貨物自動車運送事業者がその使用する事業用自動車で事故を起こした場合に自動車事故報告書を提出しなければならないものとして、正しいものを全て選び、( )に記入しなさい。(完答)

- ア. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- イ. 高速自動車国道(高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。)において、自動車に積載されたものの一部が飛散したもの
- ウ. 6台の自動車の接触を生じたもの
- エ. 8人の負傷者を生じたもの
- オ. 3人の重傷者を生じたもの

( ア、オ )

令和7年3月27日に行いました貨物自動車運送事業法令試験の合格者は以下のとおりです。

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位：人

	R7.3.27	
受験者数	19	
合格者数	10	